

農振農用地からの除外・用途変更・編入の手続き

※スケジュールの月は目安です。

〔受付月〕

〔受付月〕

2月

除外等申出（申出期限 2月末・8月末）

農振農用地を転用し、農業以外の目的で使用する場合は、事前に手続きが必要です。

8月

3月～6月

意見聴取・調整・計画案の作成（おおよそ4か月）

農業振興上の農地の必要性、除外基準を勘案して農用地利用計画の変更案を作成します。必要に応じて、県と調整を行います。
計画の策定又は変更にあたっては、農業委員会、農業協同組合、土地改良区、森林組合から意見を聴くことになっています。

9月～12月

7月～8月

公告・縦覧期間（30日間）・異議申出の期間（15日間）

農用地利用計画案を公告し、その後30日間縦覧します。

1月～2月

9月

県へ計画変更の協議

15日間の期間内に異議の申出がなければ、計画案について県へ協議します。

3月

9月末

計画変更の完了公告・お知らせ

計画変更の公告をし、除外・用途変更・編入の手続き完了のお知らせをします。

3月末

★この計画変更後に農地法による必要な転用許可の申請ができます。